

別紙 3

整備地選定委員会設置要綱

埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設 整備地選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本県スポーツ振興の拠点となる、埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設（以下「両施設」という。）の整備地選定に向けた検討を行うため、「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、これまでの検討に加え、周辺のまちづくりや地元市との協働の在り方などを踏まえ、両施設の最適な整備場所の検討を行う。

(委員会)

第3条 委員会の構成員は、別表のとおりとする。

2 委員会に、委員長を置く。

3 委員長は委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長が不在の場合は、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は原則として公開とする。ただし、委員会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の専門家または関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から1年以内とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、埼玉県県民生活部スポーツ振興課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

<委員>

氏名	所属等
江利川 毅	（公財）医療科学研究所理事長
笠原 一也	元国立スポーツ科学センター長
久保 潤二郎	平成国際大学スポーツ健康学部准教授
小島 信昭	埼玉県議会水泳振興議員連盟会長
利根 忠博	（一社）埼玉県経営者協会名誉会長
橋本 雅道	埼玉県副知事

<オブザーバー>

氏名	所属等
須田 邦明	（一社）埼玉県水泳連盟理事長

（五十音順）